

# 九州教区教師謝儀保障援助金規則

(目的・対象)

**第1条** 九州教区内の教会・伝道所（以下「教会」という。）で、主任担任教師に対して、「九州教区謝儀基準」に定められた額を支弁できないものを対象として、この規則による援助金を交付することができる。

この規則による援助金は、援助を受ける教会の宣教に資することをもって目的とする。

(援助金の名称)

**第2条** この規則による援助金を「教師謝儀保障援助金」と称し、「退職積立金援助金」を含むものとする。

(担当委員会)

**第3条** この規則による業務（以下「この業務」という。）は、九州教区教会協力委員会（以下「当委員会」という。）が担当し、この業務に関する事務は、教区事務所で取り扱うものとする。

(特別会計・財源)

**第4条** この業務に関する会計は、教会互助特別会計とする。

2 この業務に必要とする経費は、原則として、前年度の下記の収入をもって充てるものとする。

- 1 教区通常会計からの繰入金（教会互助負担金・教会互助献金等）
- 2 教会互助基金特別会計の利息繰入金
- 3 教師互助献金
- 4 その他の指定献金等

3 前項の財源によって、次年度のこの業務の執行計画に不足額が生じたときは、繰越金の一部を充当することができる。

(援助対象の選定)

**第5条** この規則による援助金の交付を必要とする教会・伝道所（以下「受援教会」という。）および援助金額は、当委員会が定めた適正な資料に基づいて、公平な判断をもって決定し、常置委員会の承認を受けるものとする。

(申 請)

**第6条** 教会が、この規則による援助金の交付を希望するときは、当委員会が定めた申請用紙に記入し、援助を受けようとする前年の8月末日までに、当該地区委員長の承認を経て、当委員会に提出するものとする。

2 前項の教会のうち、新たな教師招聘に伴って申請をしようとするものは、その招聘に関して、事前に、九州教区人事部と連絡を取らなければならない。

(通 知)

**第7条** 援助の認定および援助金額は、当委員会が第5条の規定によって決定し、申請決定承諾書を同封して、申請年度中に受援教会に通知する。

2 前項の通知を受けた受援教会は、申請決定承諾書に記入のうえ、速やかに当委員会宛て返送しなければならない。

3 特別の事由により、受援教会が、この援助を辞退または減額申請する場合も前項のとおりとする。

(算 定)

**第8条** この規則による援助金の算定は、つぎの算定式によって算定するものとする。その際、算定結果が200万円を超えるものについては、200万円をもって算定結果とする。ただし、2010年4月1日現在、援助金を受給している教会のうち本項に該当するものについては、経過措置として、2年間に限り、従前の例によるものとする。

(A)「基礎収入額」

教会の謝儀年額+付帯事業の給与年額+副業収入年額+年金収入年額+配偶者の収入年額×0.4

(B)「保障基準額」

[教師謝儀基準額(上限17号俸)+配偶者手当+扶養家族手当(人数分)]  
×16.2

(C)「教師謝儀保障援助金」 (B) - (A)

2 前項の規定によって算定される額のうち、16.2分の1(百円未満は切捨て)を、退職積立金援助金として、教区事務所で積み立てることができる。

3 前項の積み立てを希望する場合は、その旨を申し出なければならない。

(老年減額)

**第9条** 受援教会の教師が、年度初めの日に70才に達した年度には、前条第1項の規定によって算定された援助金額の10%減らした額を交付し、以後、1年を経過する毎に、交付率を10%ずつ減らした額を交付するものとする。

(援助金の交付)

**第10条** この規則による援助金は、退職積立金援助金を除き、すべて月割りで交付する。

ただし、受援教会からの特別の申請により、数カ月分をまとめて交付することができる。

2 援助金は、受援教会の郵便振替口座または銀行預金口座に振込み送金する。

(用途の制限等)

**第11条** 受援教会は、この規則による援助金を、主任担任教師の謝儀以外の目的に供することはできない。

2 受援教会は、この規則による援助金を、教会会計の経常外収入として受け入れて、処理しなければならない。

(資格の喪失等)

**第12条** 受援教会の主任担任教師が、退職もしくは死亡した場合は、その月分までの援助金を交付し、その翌月分以降については、資格喪失とする。ただし、その年度分の退職積立金援助金の積立金については、資格を保全するものとする。

2 受援教会の主任担任教師が、75才に達した場合には、その翌年度以降について資格喪失とする。ただし、2010年4月1日現在、援助金を受給している教師については、経過措置として、3年間に限り現在の資格を保持するものとする。

3 当委員会が、この規則による援助金の使途について、前条第1項の規定以外の目的に用いられている事実を把握した場合には、当該受援教会に対して、適正化の助言を行なうものとする。

4 前項の当委員会の助言にしたがって、受援教会が事態の改善を行なわないときは、当委員会は、前項の事実の発生したときまで遡って、受援教会としての資格が喪失したものと認定し、すでに交付した援助金の返還を求めるものとする。

5 本条第3項に関して、当委員会が、調査・助言に用いるために資料等の提出を求めたとき、受援教会は、遅滞なく必要な関係資料の提出に応じなければならない。

6 当委員会が、本条第4項の決定を行なったときは、常置委員会に報告し、承認を受けなければならない。

(規則の改正)

**第13条** この規則の改正は、常置委員会の議を経て行ない、教区総会に報告するものとする。

付 則

1. この規則は、1969年12月1日から施行する。  
1969年11月11日常置委員会にて承認  
1970年5月6日教区総会にて承認
2. 1979年5月4日教区総会にて改正承認
3. 1999年1月18日常置委員会にて改正承認
4. 1999年5月4日教区総会にて改正承認
  - (1) この改正した規則は、1999年4月1日から施行する。
  - (2) この改正した規則の施行により、九州教区教会互助規則施行細則（1969年12月1日施行）は廃止する。
5. 2000年11月21日常置委員会にて改正承認
  - (1) 第9条の改正により、受援教会の教師で、すでに70才を超えている教師については、2001年4月1日に70才に達したものとして取り扱うものとする。
  - (2) 第9条の改正（追加）により、以下の条文の番号を繰り下げるものとする。
6. 2010年5月4日教区総会にて改正承認